基金拠出者が複数の場合

（様式６－１）

令和　　年　　月　　日

（基金の引受けの申込みをしようとする者の氏名）　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　（個人の住所を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団

設立代表者

電話番号 （ ）

基金の募集事項等の通知について

医療法人社団　　　　の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人社団

設立代表者　　　　　に提出していただくようよろしくお願いいたします。

記

１　募集に係る金銭の総額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

２　募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額　　金　　　　　　　　　円

　　（必要に応じて加除。別紙一覧表としても良い。） 　土　　地　　　　　　㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建　　物　　延　　　㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療用器械備品

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保証金（建物）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　…

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　…

３　金銭の払込み又は財産の給付の期日　　　令和　　年　　月　　日

　　（期間を定めてもよい）

４　金銭の払込みの取扱いの場所　　　　　　　　　銀行　　　支店

５　その他

　①　設立認可申請中の定款を添付します。

　②　不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類（負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等）を提出していただきますのでご了承ください。

（注）基金の申込者が１名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。

基金拠出者が複数の場合

（様式６－２）

令和　　年　　月　　日

医療法人社団

設立代表者　　　　　　　　殿

（基金の引受けの申込みをしようとする者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

電話番号 （ ）

基　金　引　受　申　込　書

医療法人社団　　　　　の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みいたします。

記

１　引き受けようとする金銭の額

２　引き受けようとする金銭以外の財産の内容及び価額

（内　　訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 金　　　額 | 内　　　　　　　　　容 |
| 現　　預　　金土　　　　　地建　　　　　物医療用器械備品保証金（建物）…… |  |  |
| 資　産　合　計 |  |  |
| 負　　　　　債 |  |  |
| 差　　引　　額（基 金 拠 出 額） |  |  |

（注）１　基金の申込者が１名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。

　　　２　内訳の種別は、必要に応じて加除してください。

基金拠出者が複数の場合

（様式６－３）

令和　　年　　月　　日

（基金の引受けの申込みをした者の氏名）　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　（個人の住所を記載）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団

設立代表者

電話番号 （ ）

基金の割当ての決定について

　この度は、医療法人社団　　　　　の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額　　　　　　　金　　　　　　　　　円

（内　　訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 金　　　額 | 内　　　　　　　　　容 |
| 現　　預　　金土　　　　　地建　　　　　物医療用器械備品保証金（建物）…… |  |  |
| 資　産　合　計 |  |  |
| 負　　　　　債 |  |  |
| 差　　引　　額（基 金 拠 出 額） |  |  |

（注）１　基金の申込者が１名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。

　　　２　内訳の種別は、必要に応じて加除してください。

（様式６－４）

医療法人社団　　　　　　基金拠出契約書

医療法人社団　　　　設立代表者　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人社団　　　　　基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、東京都知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人社団　　　　」（理事長　　　　　、　　　　　　　（法人の住所））と読み替える。

第１条　乙は、基金を引き受けることを受諾する。

第２条　乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

　基 金 の 額　　　金　　　　　　　　　円

（内　　訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 金　　　額 | 内　　　　　　　　　容 |
| 現　　預　　金土　　　　　地建　　　　　物医療用器械備品保証金（建物）…… |  |  |
| 資　産　合　計 |  |  |
| 負　　　　　債 |  |  |
| 差　　引　　額（基 金 拠 出 額） |  |  |

第３条　乙は、令和　　年　　月　　日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない。また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。

第４条　乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第５条　乙は、第３条の期日までに拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第６条　甲は、乙が拠出した第２条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第７条　甲は、令和　　年　　月　　日までは拠出された基金を返還しない。

第８条　甲は、第７条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

　１　基金（代替基金を含む。）

　２　資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第９条　第８条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第１０条　第８条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第１１条　甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第１２条　甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第９９条第２項に規定する約定劣後破産債権となる。

第１３条　この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

甲　（設立代表者個人の住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団

設立代表者　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（基金の引受けをした者の住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　〃　　　　　氏名）　　印

（記載例）

（様式６－４）

医療法人社団　東南会　基金拠出契約書

医療法人社団　東南会　設立代表者　東　京太　（以下「甲」という。）と　東　京太　（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人社団東南会　基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、東京都知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人社団　東南会」（理事長　東　京太、東京都千代田区丸の内三丁目５番１号　東西ビル２０２号）と読み替える。

第１条　乙は、基金を引き受けることを受諾する。

第２条　乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

　基 金 の 額　　　金　２２，０００，０００　円

（内　　訳）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 金　　　額 | 内　　　　　　　　　容 |
| 現　　預　　金建　　　　　物建物附属設備医療用器械備品什器・備品リース資産保証金（建物） | 15,000,000　9,000,000 2,000,000 2,000,000 200,000 1,100,000 1,000,000 | ○○銀行新宿支店定期預金社会保険・国民健康保険診療報酬未収入金千代田区丸の内三丁目５番１号　東西ビル202号　○㎡内装工事エックス線装置エアコン電子カルテ保証金（建物） |
| 資　産　合　計 | 30,300,000 |  |
| 負　　　　　債 | 　　　8,300,000 |  |
| 差　　引　　額（基 金 拠 出 額） |  22,000,000 |  |

第３条　乙は、令和○○年○月○日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない。また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。

第４条　乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第５条　乙は、第３条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第６条　甲は、乙が拠出した第２条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第７条　甲は、令和□□年□月□日までは拠出された基金を返還しない。

第８条　甲は、第７条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

　１　基金（代替基金を含む。）

　２　資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第９条　第８条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第１０条　第８条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第１１条　甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第１２条　甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第９９条第２項に規定する約定劣後破産債権となる。

第１３条　この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団　東南会

設立代表者　東　京太　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東　　京　太　　　　　　　　　印

≪作成上の注意≫

１　第２条について、金額は円単位で記載してください。

２　第２条について、「（内訳）」の種別は必要に応じて加除し、財産目録の表記に合わせてください。なお、「内容」欄には、代表例を記載し、その他のものは「他何点」と記入してください。

３　第３条について、拠出金の振込み又は現物拠出財産の給付に期間を設ける場合は、「令和　　年　　月　　日までに」という記載を「令和　　年　　月　　日から平成　　年　　　　月　　日までの間に」としてください。

４　第３条について、現物拠出がない場合は、「また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。」を削除してください。

５　第４条について、現物拠出がない場合は、「又は現物拠出財産の給付」を削除してください。

６　第５条について、拠出金の振込み又は現物拠出財産の給付に期間を設ける場合は、「第３条の期日までに」という記載を「第３条の期間内に」としてください。

７　第７条について、基金の返還時期は、設立総会にて決議された時期としてください。なお、返還時期は任意ですが、医療法人の運営に支障がでない時期を検討してください。

８　甲乙の両者が、押印しなくても契約を締結することについて合意している場合には、押印を不要とすることができる。